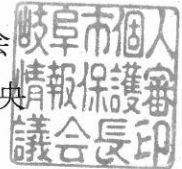


答 申 第 1 8 4 号
平成 28 年 6 月 20 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩 原 聡 氏



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年6月14日付け岐阜福介第386号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

本市では、平成27年度より後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）を対象に「ぎふ・さわやか口腔健診」（以下「口腔健診」という。）を実施している。

口腔健診は、歯科医師が被保険者の歯及び歯肉の状態、口腔清掃状態等のチェックを行い、口腔機能低下、肺炎等の疾病を予防することで、被保険者の健康増進を図るものであるが、被保険者が歯科医院等に通院して受けなければならないため、寝たきり等の要介護度の高い被保険者は、口腔健診を受けることが困難であった。

そこで、要介護度の高い被保険者でも口腔健診を受けられるようにするため、平成28年度より国がモデル事業として実施している在宅の要介護者等への訪問歯科健診（以下「訪問健診」という。）を、本市でも実施することとなった。

訪問健診の実施に当たっては、被保険者が通院等により口腔健診を受けることが可能か否かを判断する必要があるため、被保険者のうち、福祉部介護保険課が保有する本市に住所を有する要介護3から5までの介護保険被保険者（住所地の特例を適用されている者を除く。以下「要介護高齢者」という。）の個人情報を利用目的以外の目的のために利用するものである。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する個人情報

要介護高齢者の介護給付に係る情報（介護保険の口腔サービス及び施設サービスに関する情報に限る。）、氏名、要介護状態区分、宛名番号及び介護保険被保険者番号

2 意見

適当なものと認める。

次年度以降においても、今回諮問した内容と前提が全く同じならば、当審議会に諮らずに保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することを適当なものと認める。